

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、

「2015年5月から2017年4月までの政治意識世論調査の調査委託会社の委託仕様書における、『番号リスト』の仕様。あるいは委託していない等委託仕様書が存在しない場合は、NHK内の該当文書」に係る文書開示の求めがあった。

この求めに対してNHKは、当該期間に外部の調査会社に調査を依頼した際にNHKが作成した業務委託仕様書を該当文書として特定し、求めの「番号リスト」の仕様のうち「電話番号リスト数」という表題のみを開示した。不開示とした部分には、当該調査に関する企図、手法などNHKが独自に定める詳細が記された箇所、また、NHKおよび当該調査を受託する事業者の体制や義務など、NHKが独自に定め、当該事業者が当該受託契約においてのみ同意する取り決めに記した箇所があり、これらは開示することによりNHKの当該調査業務の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあり、かつ、当該事業者の正当な権利・利益を損なうおそれがあるため、NHK情報公開規程（以下「規程」）第8条1項1号および4号に該当するため、いずれも開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書のうち、当該調査に関する企図、手法および判断の基準などNHKが独自に定める詳細が記された箇所、また、NHKおよび当該調査を受託する事業者の体制や義務など、NHKが独自に定め、当該事業者が当該受託契約においてのみ同意する取り決めの箇所については、開示することによりNHKの当該調査業務の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあり、かつ、当該事業者の正当な権利・利益を損なうおそれがあるため、規程第8条1項1号および4号に該当するため、いずれも開示することができない。

3 審議委員会の判断

当審議委員会で関係部局から説明を聴取し、資料を見分したところ、開示の求めの文書には、当該調査に関する企図、手法など詳細が記された箇所、また、NHKおよび当該調査を受託する事業者の体制や義務などを記載した箇所があり、これらは規程第8条1項1号および4号に該当するものと認められる。一部開

示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

2021年 5月20日（第302回審議委員会）

第837号 諮問、審議

2021年 5月31日（第303回審議委員会）

審議、答申